

静岡労働局 発表
令和5年12月25日

【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課
監督課長 松本 政浩
主任監察監督官 内藤 匡樹
電話 054(254)6352

労働基準監督署における定期監督等の実施結果
及び労働者からの申告状況（令和4年）を公表します

静岡労働局（局長 ^{ささまきみつ} 笹正光）では、令和4年に管内の7労働基準監督署が実施した定期監督等の結果及び労働者からの申告状況を取りまとめました。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- 1 定期監督等を **3,367 事業場** に対して実施し、このうち、**2,435 事業場**（全体の72.3%）で労働基準関係法令違反がありました。
- 2 主な違反内容は多い順に、「機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの」が **678 件**（構成比 20.1%）、「違法な時間外労働があったもの」が **597 件**（構成比 17.7%）、「割増賃金の支払いに関する違反があったもの」が **572 件**（構成比 17.0%）、「健康診断の実施に関する違反があったもの」が **418 件**（構成比 12.4%）等でした。

【申告状況のポイント】

- 1 申告受理件数は、**414 件**（前年比 -45 件、-9.8%）で、平成29年以降、6年連続で減少しました。
- 2 主な申告内容は、「賃金不払」が **331 件**（前年比 -45 件、-12.0%）、「解雇」が **45 件**（前年比 -12 件、-21.1%）でした。

1 監督指導実施状況（別添 表1 参照）

(1) 実施事業場数・・・・・・・・・・3,367 事業場

〈業種別〉	①建設業	1,063 事業場
	②製造業	887 事業場
	③商業	631 事業場

(2) うち違反事業場数・・・・・・・・・・2,435 事業場（違反率 72.3%）

〈業種別〉	①建設業	579 事業場（違反率 54.5%）
	②製造業	742 事業場（違反率 83.7%）
	③商業	476 事業場（違反率 75.4%）

(3) 主要項目別違反数

〈項目別〉	①安全基準	678 件（構成比 20.1%）
	②労働時間	597 件（構成比 17.7%）
	③割増賃金	572 件（構成比 17.0%）
	④健康診断	418 件（構成比 12.4%）

【解説】

令和4年において、3,367 事業場に対して定期監督等（※1）を実施し、72.3%の事業場で労働基準関係法令の違反が認められました。

※1 「定期監督等」とは、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として、労働基準監督官が事業場に立入調査等を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導、行政処分を行うものです。

また、全業種の主な違反内容については、【定期監督等の実施結果のポイント】に記載したとおりですが、これらの違反例は以下のとおりです。

〈安全基準〉

- 機械の歯車や動力伝達ベルトに、巻き込まれないためのカバー等を設置していないもの。
- 足場に、墜落防止の手すりを設置していないもの。

〈労働時間〉

- 36 協定を締結せず、または労働基準監督署に届出を行わずに、時間外労働を行わせているもの。
- 36 協定で定める上限を超えて時間外労働させているもの。

〈割増賃金〉

- 時間外、休日、深夜労働時間を適正に把握しないで不払が生じているもの。
- 法定で定める手当を割増賃金の基礎となる額に算入しておらず、不足が生じているもの。

静岡労働局では、引き続き、各種情報から違法な長時間労働や賃金不払残業などの労働基準関係法令違反が疑われる事業場、労働災害の増加傾向がある業種の事業場や労働災害の懸念がある事業場に対して適正に監督指導を実施し、法違反の是正を指導するほか、重大悪質な事案については書類送検を行うなど厳正に対処していきます。

2 労働者からの申告状況（別添 グラフ1、2、3参照）

申告受理件数・・・・・・・・・・414件（前年比 -45件、-9.8%）

(1) 事項別内訳（事案により重複）

賃金不払 331件（前年比 -45件、-12.0%）

解 雇 45件（前年比 -12件、-21.1%）

そ の 他 122件（前年比 - 9件、- 6.9%）

(2) 主な業種別内訳（カッコ内は全体に占める割合）

接客娯楽業 68件（16.4%）

保健衛生業 65件（15.7%）

商 業 61件（14.7%）

【解説】

令和4年の申告（※2）受理件数は414件となり、前年と比べて45件減少（前年比9.8%減）しました。申告の内容別では、賃金不払が331件（前年比12.0%減）、解雇が45件（前年比21.1%減）、その他が122件（前年比6.9%減）となっています。

申告事項の「その他」には、労働時間に関するものや労働条件通知書の交付、労働安全衛生法に関するものが含まれます。

なお、外国人労働者による申告は、32件（受理した申告全体に占める割合は7.7%）で、うち技能実習生・特定技能にかかるものは4件（受理した申告全体に占める割合は1.0%）でした。

※2 申告とは、労働者が事業場の労働基準関係法令違反について行政指導を求めるものです。

この申告を端緒として、労働基準監督署では労働基準監督官が事業場に立ち入り又は使用者の出頭を求めて違反事実の有無を確認し、違反が認められた場合には是正勧告をするなどの指導を行います。

主な業種別の申告受理状況は多い順に、

接客娯楽業 : 68件（前年比 11.5%増）

保健衛生業 : 65件（前年比 10.2%増）

商 業 : 61件（前年比 15.3%減）

製 造 業 : 51件（前年比 21.4%増）

建 設 業 : 51件（前年比 13.6%減）

運輸交通業 : 42件（前年比 22.2%減）

派 遣 業 : 29件（前年比 25.6%減）

となっており、派遣業は前年に続き著しく減少した一方、保健衛生業では前年に続き増加しました。

申告が受理されますと、労働基準監督署の労働基準監督官が、申告内容の事実の確認を行い、労働基準法等の違反がある場合には、当該事業主に対して是正を指導します。賃金不払や解雇は、働く方の生活に重大な影響を与える問題であるため、申告を受理した際には優先的に処理し、早期の解決を図っていきます。

【参考】業種に関する説明

製造業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
接客娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
運輸交通業	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
教育・研究業	教育、研究又は調査の事業
農林業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
金融広告業	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
貨物取扱業	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
清掃・と畜業	焼却、清掃又はと畜場の事業
その他	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
	郵便、信書便又は電気通信の事業
	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
	派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他

※ 適用単位は事業場である。そのため、企業の業種と一致しない場合がある。